

# 仕 様 書

(主旨)

第1条 本仕様書は「令和8年度川口ダム流木等処理業務」に適用する。

(業務内容)

第2条 本業務の内容は、次のとおりとする。

業務箇所 那賀郡那賀町鉢字川原畑25-1 (川口ダム流木処理場)

業務期間 契約締結日の翌日 から 令和9年3月25日 まで

業務概要 有価物として売却できない枝葉・木くず・根株の運搬、処分

発生見込み数量	枝葉・木くず	150 t
	根株	2 t

※本数量はあくまで見込みであり、本数量の処分を確約するものではありません。

(流木等の処理方法)

第3条 流木等(一般廃棄物)の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、受注者の責任において、適正に処理しなければならない。

- 2 流木等の引渡し場所は川口ダム流木処理場とする。ダム湖より陸揚げした流木に混在する廃プラスチック等を取り除き、端丸太(有価物)とその他(枝葉・木くず・根株)に分別する作業、並びに運搬車両への積込み作業については、発注者が行うものとする。
- 3 受注者は、業務箇所から搬出する廃棄物の運搬・処分を他の者に行わせてはならない(再委託禁止)。
- 4 受注者は、流木等の引渡し量について、毎回自社の処理場等で計量し、毎月の引渡し量を集計のうえ発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、一般廃棄物の処分完了後に、「一般廃棄物処理調書」(様式1)を作成し提出しなければならない。
- 6 受注者は、発注者の引渡し依頼毎に原則として7日以内に収集・運搬を実施するよう努めること。

(写真管理)

第4条 業務履行状況の記録のため、下記の段階・項目において、写真を撮影し・整理し、監督員に報告書を提出すること。

- イ 一般廃棄物積込運搬状況
- ロ 処理場搬入状況
- ハ 使用運搬車両

(その他)

第5条 上記以外に不明な点や疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定することとする。





# 位置図

業務名：令和8年度川口ダム流木等処理業務

業務箇所：那賀郡那賀町鉢字川原畑25-1（川口ダム流木処理場）



出典：国土地理院発行 2.5 万分 1 地形図 電子地形図 25000(国土地理院)を加工して作成」

状況写真（参考）

・分別状況



・積み込み状況

